

五監公告第 19号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成28年11月29日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
広 野 甲

1. 監査の種類

定期監査

2. 監査の対象課

都市整備課

3. 監査の範囲

平成28年度の財務に関する事務、事業の執行等

4. 監査の実施期間

平成28年10月31日～平成28年11月24日

5. 監査の方法

財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうか、及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行うとともに、現地に出向いて調査した。

6. 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね良好に執行されているが、一部において不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い、改善又は検討を要望した。

当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

- ① 公営住宅について、管理人による管理業務及び緑地樹木等の管理業務等の委託において、その事務処理に一部誤りが見受けられる。適正な事務処理に努められたい。
- ② 市営住宅で高額所得者として認定されている入居者に対して、五泉市営住宅条例に基づく適正・公正な対応に努められたい。

(2) 所見

平成27年度の市営住宅使用料の滞納繰越額は660万円余りとなっている。入居者の負担の公平性を確保するためにも、解消策の強化に努められたい。